

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月28日発行

Vol.635

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

東日本大震災 黙祷及び献花

東日本大震災から13年を迎える3月11日(月)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。

- 献花式に参列希望の方は、開始時刻の午後2時45分までに会場にお越しください。
- 献花用のお花は会場にてご用意いたします。

●とき **3月11日** **月** 午後2時45分
~3時

●ところ **総合福祉センター** 1階ロビー

●主催 三条市

●参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

※ 終了後も、当日は総合福祉センター開館時間内で、どなたでも献花を行っていただけます。



(令和5年の様子)

目次

●「みなみそうまトピックス」から

・ワクワク企業見学ツアー ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 ----- 3
 浪江町 ----- 7
 双葉町 ----- 11

●東京電力ホールディングス

・個人さまに対する請求書類
「生命・身体的損害に係る賠償」の
発送について ----- 16

2/9 金

ワクワク企業見学ツアー

市では、市民に市内企業への理解を深めてもらうために、市内の企業を巡る「ワクワク企業見学ツアー」を2月9日に開催しました。

今回の企業見学ツアーでは23人が参加し、タニコー株式会社、産業創造センター、有限会社コワタコーポレーション、株式会社右川ゴム製造所を見学しました。各施設では、最新の技術や新たな取り組みについて学び、企業への理解を深めました。



東日本大震災追悼式

令和6年3月11日(月)

南相馬市民文化会館「ゆめはっと」大ホール

しらべてわかった! 南相馬市博物館 企画展

おだかの自然

2024年3月9日(土)～5月6日(月・祝)





南相馬市からのお知らせ

新庁舎建設基本設計(概要)に関する市民説明会を開催しました

2月21日HP更新

市では、令和5年3月から進めてきた新庁舎の基本設計の現状について、今般、一定程度の図面に落とし込むことができたことから「新庁舎建設基本設計(概要)市民説明会」を実施し、意見交換を行いました。

市民説明会は令和6年2月5日～11日の日程で、市内3カ所で計4回開催しました。

説明会は、4日間で106人の市民の皆さんの参加いただき、新庁舎の平面図や配置図などを使用しながら説明を行い、参加いただいた方から質問や意見をいただきました。

本件のwebアンケートを実施していますので、ご意見等をお待ちしています。

▶ 新庁舎建設基本設計(概要) webアンケート

http://www.city.minamisoma.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/340?page_no=24407



新庁舎建設基本設計(概要)に関する市民説明会資料

▶ 次第 [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240221_9h7g2.pdf



▶ 【資料1】新庁舎建設基本設計の概要 [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_p0qee.pdf



▶ 【資料2】新庁舎建設スケジュール(案) [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_2becf.pdf



▶ 【資料3】新庁舎建設基本計画に対する基本設計の対応について [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_x1fj6.pdf



▶ 【資料4】新庁舎平面図・配置図 [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_b8ep1.pdf



▶ 【資料5】地域協議会・行政区長会説明で出されたご意見等 [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_1pevh.pdf



次ページへ続きます

その他各区の主要な事業に関する資料

- ▶ ①【原町区】高見町の(仮称)こども・子育て賑わい創出エリア [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_6bp93.pdf
- ▶ ②【原町区】給食センター整備推進事業 [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_eoz1n.pdf
- ▶ ③【小高区】小高診療所の入院機能と介護施設との連携等 [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_9kf72.pdf
- ▶ ④【小高区】新たな産業団地の整備1 [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_77mic.pdf
- ▶ ⑤【小高区】復興推進に向けた市の構想 [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_u72yy.pdf
- ▶ ⑥【鹿島区】岩妻茂手線に関する調査の内容報告と対応方針 [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_tbwf0.pdf
- ▶ ⑦【鹿島区】JR常磐線+鹿島駅駅舎建て替えに伴う駅周辺整備 [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_12a7n.pdf
- ▶ ⑧【鹿島区】南相馬鹿島サービスエリア周辺地域開発の検討 [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_j8515.pdf
- ▶ ⑨【三区共通】みらい農業学校の開校 [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/52/20240220_x67fe.pdf



問い合わせ

総務部 公有財産管理課 新庁舎建設推進係

TEL 0244-24-5405

令和6年度の新型コロナワクチン接種について

2月27日HP更新

令和6年度の新型コロナワクチン接種については、

- (1) 65歳以上の方および60～64歳で基礎疾患のある方を対象とした定期接種
- (2) それ以外の方を対象とした任意接種

となり、いずれの場合も原則有料となります。

対象者

(1) 定期接種

- ① 65歳以上の方
- ② 60～64歳で、下記のいずれかに該当する方
 - ・ 心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方
 - ・ ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

(2) 任意接種 定期接種の対象とならない方

実施期間

- (1) 定期接種 秋冬の予定
- (2) 任意接種 医療機関が実施する期間【現時点では未定】

接種回数

1回

接種方法

医療機関での個別接種【自身で医療機関に予約】

注意 実施医療機関・予約方法などは、現時点では未定です。

接種費用

- (1) 定期接種 接種費用の一部を自己負担【生活保護受給者は無料】
- (2) 任意接種 医療機関が定める額を全額自己負担

次ページへ続きます 

(参考)厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」

▶ 令和6年(2024年)4月以降の新型コロナワクチンの接種は有料となるのですか。
<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0180.html>



▶ 令和6年(2024年)3月31日までに新型コロナワクチンの初回接種を完了できない場合はどうなりますか。
<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0181.html>



問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課

TEL 0244-23-3680



みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ
 TEL:0244-26-5663

南相馬市

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

番組内容 [2/23~3/1]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
 02分～ 令和5年度 南相馬市金婚祝賀会
 14分～ “青少年健全育成標語表彰式” “花いっぱい運動”
 25分～ こども子育て本気で応援みなみそうま [巣立ち応援18歳祝い金支給事業]
 29分～ シェリー&ネイトの English Corner
 “Lesson22 外来語～実は外来語の言葉編～”
 33分～ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 ～無料個別相談会のご案内～
 34分～ もうひとつの選択肢“ADR”
 38分～ 水道管の冬支度について 南相馬市水道課
 43分～ いきいき80体操～お口の体操編～
 51分～ 四季百景～南相馬 山紫水明の間から～
 57分～ 気をつけろ“横断歩行者妨害”編
 59分～ リクエストアワーのお知らせ



みゆーくん



浪江町からのお知らせ

令和5年度浪江町東日本大震災追悼式を開催します

2月21日HP更新

平成23年3月11日、午後2時46分に発生した震度6強の地震および沿岸部を襲った大津波により、浪江町内での死者・行方不明者が180余名にのぼり、600棟以上の家屋等が流失するなどの甚大な被害を受けました。

お亡くなりになった方々のご冥福と行方不明者の方々が一日も早くご家族の元へお帰りになることをお祈りし、追悼式を開催します。

とき

3月11日(月)

追悼式 午後2時40分～3時30分 (受付 午後2時～)

ところ

如水典礼さくらホール(浪江町大字高瀬字原田2番地)

その他

- 体調が悪い方はご出席をお控えいただくようお願いいたします。
- 参列はご遺族と来賓のみとし、一般の参列はご遠慮させていただきます。
- 駐車場には限りがありますので、お車でお越しになられる方は事前にお問い合わせください。

問い合わせ

介護福祉課 福祉係

TEL 0240-34-0238



なみえげんき商品券の販売について

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)

2月21日HP更新

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的に「なみえげんき商品券」を販売します。

▶ なみえげんき商品券取扱店チラシ [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20085.pdf>



購入できる人

購入日時時点で浪江町に住民登録をしている人

購入申込書の様式

▶ 商品券購入申込書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20075.xlsx>



▶ 商品券購入申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20069.pdf>



※ 別世帯の人が代理で購入する場合に必要な委任状は、購入申込書の下段に記入欄がありますので、**委任者が事前に記入してください。**

販売価格

500円券(30枚つづり) 1冊 10,000円 (額面15,000円)

※ おひとり 2冊 20,000円(額面30,000円)まで購入できます。

購入するときに持ってくるもの

- (1) 購入する額の現金
- (2) 実際に窓口に来られる人の身分証(免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)

●別の世帯の人が代理で購入する場合

- (1) 購入する額の現金
- (2) 実際に窓口に来られる人の身分証(免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)
- (3) 委任状(購入申込書の下段に記入欄があります。委任者に記入してもらってください。任意の様式でも構いません。)

次ページへ続きます 

販売場所

浪江町役場 産業振興課 商工労働係 窓口（本庁舎 3階）

販売期間

3月2日(土)～9月30日(月) ※期間内でも、売り切れしだい販売終了となります。

※ 3月2日、3月3日以外の土、日、祝日は販売いたしません。

販売日時

平日の午前9時～午後5時

※ 3月2日(土)、3月3日(日)のみ 午前10時30分～午後2時

商品券の使用期限

9月30日(月)

※ 使用期限を過ぎると無効になります。

※ 商品券の再発行、払い戻し、譲渡はできません。

問い合わせ

産業振興課 商工労働係

TEL 0244-24-5232**介護サービス利用者負担の減免期間を引き続き延長します****【令和6年7月31日まで】**

2月22日HP更新

介護サービスの利用者負担の減免措置が、引き続き延長されます。

■ 延長期間:令和6年3月1日から7月31日まで

新たな「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」は、対象となる人に2月下旬に郵送しております。手元に届かない場合はお手数ですが介護係までお問い合わせください。

なお、以下に該当する場合は対象外となります。

- 帰還困難区域以外の上位所得層の人
（上位所得層とは被保険者個人の令和4年中における合計所得金額が633万円以上の人）
- 住民税未申告の人
- 被災証明書の交付を受けていない新規転入者

問い合わせ

介護福祉課 介護係

TEL 0240-34-0226

請戸漁港の若手漁師さんたちと、 山田洋次監督と犬童一心監督が交流しました

2月13日から開催されている、浜通りを中心に国内外の若手映画監督などが参加する映画制作ワークショップに、人気映画「男はつらいよ」「幸せの黄色いハンカチ」などで知られる山田洋次監督と、「のぼうの城」などで知られる犬童一心監督が招かれていました。

2月14日の浜通りの視察の際に、請戸漁港にも立ち寄り、請戸漁業の就業者誘致PR動画を撮影していた若手漁師さんと出会い、交流を深めていました。



津島小学校のピアノの復活ストーリー

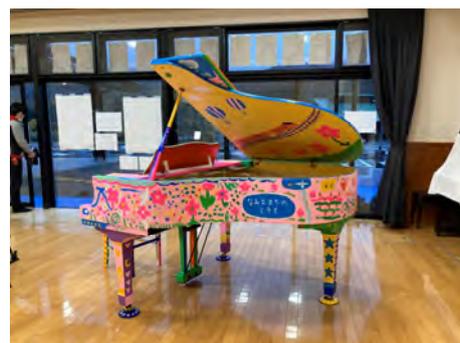
昨年12月30日、BS日テレにて、東日本大震災から12年が経つ福島県に賑わいを復活させ、未来に笑顔をつなぐ挑戦を紹介する特番『密着！福島復興「秋の陣」賑わいと未来へ みんなの挑戦～スポーツ・ロボット・音楽～』が放送されました。

「音楽」の挑戦では、震災から12年間、津島小学校に眠っていた「ピアノ」の復活、お披露目までのストーリーが紹介されました。

これらの活動をより多くの方々に知ってもらうため、期間限定でYouTubeで公開されました。ぜひ、ご覧ください。

▶ <https://www.youtube.com/watch?v=vj9mGUkdjKE>

※「音楽」のストーリーは、24:48から最後まで





双葉町からのお知らせ

医療費一部負担金等免除期間の延長について

2月26日HP更新

医療費一部負担金等の免除期間が延長されましたので、対象の方へ新しい免除証明書(有効期限令和6年7月31日)を発送しました。

なお、令和6年8月1日以降の免除証明書については、あらためてお知らせします。

- ※ 医療機関で一部負担金の免除を受けるためには、窓口で一部負担金等免除証明書の提示が必要です。被災証明書を提示して一部負担金の免除を受けることはできません。
- ※ 社会保険等の医療保険にご加入の方の医療費一部負担金等の免除については、ご加入の社会保険等の保険者へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0240-33-0131

戸籍法の一部を改正する法律について

2月27日HP更新

3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律17号)が施行され、以下のことができるようになります。

● 戸籍届出の際に、戸籍謄本の提出が不要

婚姻届や転籍届などへの戸籍謄本の提出が不要となり、全国の市区町村に提出することができます。

● 本籍地以外の市区町村で戸籍謄本等の取得が可能

3月1日から戸籍証明書等の広域交付がはじまります。

- ①今までは、双葉町に本籍地がある方についてのみ交付を行っていましたが、他の市区町村に本籍がある方の戸籍証明書の交付も可能となります。
- ②お住まいや勤務地の最寄りの市区町村でも双葉町の戸籍を請求できるようになります。

戸籍法の一部改正についての詳細は、

▶ 法務省「戸籍法の一部を改正する法律について(令和6年3月1日施行)」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html



問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0240-33-0132

戸籍証明書等の広域交付【令和6年3月1日から】

2月27日HP更新

これまで戸籍謄本などは、本籍地の市区町村でしか取得することができませんでしたが、令和6年3月1日からは、本籍地以外のお住まいの市区町村や勤務先の最寄りの市町村など全国の市区町村窓口で取得することができるようになります。

請求できる方

- 戸籍に載っている本人
- 配偶者
- 直系尊属(父母・祖父母など)
- 直系卑属(子・孫など)

注意 上記の方が載っていない戸籍(例:父母の戸籍から除籍した兄弟の戸籍、配偶者の父母の戸籍)は広域交付の請求ができません。

注意 代理人請求や第三者請求は、広域交付の対象外となります。

広域交付の対象となる戸籍

- 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- 除籍謄本(除籍全部事項証明書)
- 改製原戸籍謄本
- 除籍謄本

注意 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書、戸籍一部事項証明書)、除籍抄本(除籍個人事項証明書、除籍一部事項証明書)の請求はできません。戸籍の附票(住所の履歴が載っているもの)、身分証明書、独身証明書等の請求はできません。

広域交付の請求に必要な持ち物

窓口に来庁する方の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなど)

注意 健康保険証や年金手帳など、顔写真のないものでは請求できません。

なお、顔写真付きの身分証明書であっても学生証など認められないものもあります。

双葉町役場の申請窓口・取り扱い時間

双葉町役場戸籍税務課・各支所

取扱時間 平日(月曜日から金曜日)午前8時30分から午後5時15分まで

次ページへ続きます 

広域交付の請求をする際の注意事項

- 請求できる方が直接窓口へお越しください。
- 広域交付の請求の場合の本人確認書類は、官公庁発行の顔写真付きのもの(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)に限られることにご注意ください。
- 戸籍のコンビニ交付サービスでは、広域交付はできません。
- 本籍地の市区町村役場でコンピュータ化されていない戸籍(戸籍情報連携システムで取り扱うことのできる電子データやイメージデータの形になっていない戸籍)がある場合は広域交付の請求ができません。

注意 相続手続のために過去の戸籍を遡りで請求するなどの場合は、発行までに非常に時間がかかる場合があります。戸籍の管理状況や内容などにより、即日お渡しができない場合や広域交付による発行ができない場合がありますのであらかじめご承知おきください。

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0240-33-0132

双葉町民の避難状況(令和6年1月31日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	10	福井県	2	広島県	3
青森県	17	山梨県	14	山口県	3
岩手県	8	長野県	14	徳島県	-
宮城県	249	岐阜県	7	香川県	-
秋田県	12	静岡県	27	愛媛県	5
山形県	13	愛知県	13	高知県	-
茨城県	447	三重県	1	福岡県	9
栃木県	148	滋賀県	1	佐賀県	3
群馬県	41	京都府	9	長崎県	5
埼玉県	747	大阪府	8	熊本県	1
千葉県	158	兵庫県	2	大分県	4
東京都	369	奈良県	1	宮崎県	4
神奈川県	163	和歌山県	-	鹿児島県	12
新潟県	117	鳥取県	1	沖縄県	4
富山県	10	島根県	13	国外	6
石川県	11	岡山県	3	合計	2,695

(前月 2,695)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	222	鏡石町	15	小野町	1
会津若松市	39	天栄村	3	広野町	35
郡山市	584	下郷町	2	檜葉町	19
いわき市	2,059	只見町	2	富岡町	14
白河市	168	南会津町	3	川内村	3
須賀川市	60	猪苗代町	4	大熊町	5
喜多方市	6	会津坂下町	12	双葉町	42
相馬市	51	会津美里町	2	浪江町	6
二本松市	21	西郷村	28	新地町	7
田村市	15	泉崎村	8	合計	3,841
南相馬市	261	中島村	1		(前月 3,848)
伊達市	13	矢吹町	24		
本宮市	37	棚倉町	11		
桑折町	4	埴町	7		
川俣町	1	平田村	4		
大玉村	11	三春町	31		

避難者総数

6,536

(前月 6,543)

令和5年度「双葉町住民意向調査」調査結果(速報版)の公表について

2月27日HP更新

令和5年10月30日から11月19日にかけて実施した双葉町、福島県、復興庁との共同による住民意向調査について、速報版がまとまりましたのでお知らせします。

なお、調査結果の詳細につきましては、まとまり次第お知らせします。

調査概要

- 調査対象：世帯の代表者(3,244世帯)
- 実施期間：令和5年10月30日～11月19日
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 回答者数：1,244世帯(38.3%)

調査結果【速報版】

▶ 住民意向調査 調査結果【速報版】[PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15080/r5point.pdf>



調査結果のポイント

(1) 帰還の意向

すでに双葉町に戻っている	1.4% (0.7%)
戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)	14.9% (13.6%)
まだ判断がつかない	24.8% (26.1%)
戻らないと決めている	55.2% (56.1%)

※(カッコ)書きは、それぞれ前回調査(令和4年11月)結果

(2) 帰還を判断するために必要なこと(上位抜粋)

医療・介護福祉施設の再開や新設	47.2% (45.6%)
商業施設の再開や新設	26.5% (30.8%)
住宅の再建に関する支援	19.4%
上下水道等ライフラインの整備状況に関する情報	17.8% (18.0%)
双葉町の今後の姿	16.5% (13.3%)

※帰還の意向で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ回答

※令和5年度からの新規回答項目については、令和5年度結果のみ掲載

次ページへ続きます 

(3) 戻らないと決めている理由(上位抜粋)

避難先で自宅を購入または建築し、将来も継続的に居住する予定だから	54.6% (55.2%)
すでに自宅を解体してしまっているから	42.6% (41.0%)
避難先の方が、生活利便性が高いから	35.1% (33.7%)
医療環境に不安があるから	31.6% (41.0%)
生活に必要な商店などが元に戻りそうにないから	23.0% (30.5%)

※帰還の意向で「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答

なお、上記資料は復興庁のホームページでも公表されています。

▶ 原子力被災自治体における住民意向調査(復興庁)

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/index.html>



※ 本調査で得られた回答結果は、詳細に分析したうえで、今後の町の復興に関する計画策定に必要な基礎資料として活用させていただきます。

問い合わせ

復興推進課

TEL 0240-33-0127

双葉町公式YouTubeチャンネルから

双葉町ダルマ市2024 ダイジェストムービー

2024年1月6日～7日の2日間にわたり開催された双葉町の新春恒例行事「双葉町ダルマ市」のダイジェストムービーです。

▶ <https://youtu.be/gZVYkLl4JVk>



個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について

2月26日

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、前回のご請求対象期間においてご請求いただき、2024年1月31日までに合意された方については、当社から請求書類を送付(※)させていただきます。

※次回以降(〈2024年6月受付開始予定〉対象期間:2024年3月1日～2024年5月31日)より、当取り組みは終了させていただきます。

- ・ご請求対象期間:2023年12月1日から2024年2月29日まで(原則3カ月単位)
- ・ご請求受付開始:2024年3月1日

当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害によって就労不能損害を被られている方につきましても、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >

福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している
世帯数と人数(2024.2.28現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511